

施設（事業）利用現況届

美浜保健福祉センター
こども家庭課
〒261-8581
美浜区真砂5-15-2
☎043 (270) 3150

(裏面へ続く)

【該当する項目に☑を入れてください。】

新2号・新3号用

■保育を必要とする事由

保護者の状況	保育を必要とする事由 (11月1日時点の状況)		必要書類(保育を必要とする事由を確認できる書類)
	父	母	※ 8月1日以降にこども家庭課に必要書類を提出している方は、該当事由の余白に「済」とご記入ください。
	☐ 就労	☐ 就労	就労証明書(月64時間以上の就労が必須要件です。) ※就労証明書は必ず配布された様式で作成してください。 ※自営業の場合は以下のいずれか1点もあわせてご提出ください ① 自営を証明するもの(営業許可証・開業届等の写し) ② 収入を証明するもの(確定申告書等の写し)
		☐ 妊娠・出産	母子手帳の表紙及び出産予定日がわかるページの写し(出産予定児童のもの)
	☐ 疾病・障害	☐ 疾病・障害	診断書または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※ 診断書の場合、病名・治療期間・保育が困難である旨の記載があるもの
	☐ 介護・看護	☐ 介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書及び介護・看護計画書等
	☐ 就学・職業訓練	☐ 就学・職業訓練	在学証明書(又は学生証の写し)及び時間割表(自作でも可)
	☐ 育児休業取得	☐ 育児休業取得	育児休業期間の記載がある就労証明書
	☐ 不存在	☐ 不存在	ひとり親であることが確認できるもの 以下のいずれか1点をご提出ください。 ① 児童の保護者の戸籍全部事項証明書 ② 児童扶養手当証書の写し ③ 遺族年金証書の写し
	☐ その他(上記以外)	☐ その他(上記以外)	現況届の提出前に必要書類について、区こども家庭課にご確認ください。

■提出書類チェック

提出書類 ※全員提出	
☐	現況届
☐	父母の必要書類(就労証明書等) ※上表「保育を必要とする事由」にて必要書類をご確認ください。

■注意事項

- 現況届が提出されない場合、令和6年10月以降における施設等利用費(保育施設の利用料)の給付を受けられない場合があります。
提出期限に間に合わない場合は、提出先の区こども家庭課へご相談ください。
- 有効期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費(保育施設の利用料)の支給の対象外となります。
有効期間満了後も引き続き保育施設利用料の支給を希望する場合は、有効期間の更新手続が必要となりますので、提出先の区こども家庭課へご相談ください。
- 施設の利用状況等から新2号・新3号認定を取り下げたい場合は区のこども家庭課へご相談ください。